

野生生物大量死の死因解析における問題点と今後

浅川 満彦

酪農学園大学獣医学類医動物学ユニット/野生動物医学センターWAMC

askam@rakuno.ac.jp

(受理日) 2022年1月20日

An overview on the forensic scientific issues and trends related to the wildlife mass death

Mitsuhiko ASAKAWA

Division of Pathobiology (Parasitology and Zoology), Wild Animal Medical Center (WAMC), School of Veterinary Medicine, Rakuno Gakuen University

はじめに

野生生物の専門家である本研究会の皆さんのもとには、警察含む自治体・団体などから、野生生物大量死の原因についての問合せが、多数、寄せられているものと想像される。一方、COVID-19・高病原性鳥インフルエンザ・豚熱（豚コレラ）など、ヒトあるいは家畜へのバイオリスクの危険性が、日々、話題に上っているため、死体と直接対峙するような依頼は断り、感染対策がしっかりした獣医大に相談を持ち込むように助言されるのであろうか。

しかし、ここで根本的な問題がある。皆さんご経験のように、野外で見つかる野生生物の死体の多くが腐敗・変性し、時には体の一部しか残っていない場合も普通である。死体も貴重な餌資源なので、他の野生生物が見逃さないのである。そうすると、獣医大に持ち込んで、動物の死因追究をする獣医病理学の専門家は、受け入れ拒否をする場合が少なくない。そもそも、日本の獣医学の中では、高度変性した死体から死因解析をする科学分野が欠落しているからである。すなわち、ヒトの法医学のような分野（本文では法獣医学とする）が不在なので、獣医大での死因解析は諦め、死体は生ゴミとして廃棄されるか、（病原体に）

物怖じしない標本作りの愛好家にでも提供されるのだろう。それはそれで問題がありそうなので、本文の終わりで簡単に触れる。

法獣医学の最新動向

さて、今日、まるで暗黒のような状況ではあったが、転機を迎えつつある。まず、20年程ほど前から、欧米では、イヌやネコなどのペット動物の虐待を立証する分野として、Forensic Veterinary Medicineが創学され、かなり変性した動物死体でも死因解析の方法論が確立されつつある。また、日本でも、この流れを受け、また、動物愛護法が厳格化されたことも追い風となり、こういった問題に関心のある方々が結集し、関連研究会を立ち上げ、盛んに活動が開始された。

野生生物を対象にした法獣医学は、この動きに比較すれば、やや鈍いが、著者による喧伝後（浅川, 2006）、井潤・宮石（2007）や柳井（2017）などが呼応し、関連事例が蓄積されつつある。特に、その中心となるのが、2004年4月、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業で酪農学園大学（以下、本学）に設置された野生動物医学センター（以下、WAMC）である。知見の多くは野鳥に由来するが、それ

らがまとめられ、一般向けの書籍として刊行される程度には集めることが出来た（浅川, 2021a）。

この本の内容は、本研究会事務局のご厚意で、ANIMATE 通信でご紹介頂けるので、そちらを参照して頂きたい。お読みになってご理解頂けると思うが、要するに、野生生物の死因解析は、技術的に獣医師である必要は無いということである。むしろ、獣医師には不得意な生態や行動などを加味しないと解析不可である。なお、この本では、校正段階などギリギリになって遭遇した事例などをフライング気味に触れてしまい、後味が悪かったが、今般、無事受理された（徳宮ら, 2022; 吉野・浅川, 2022）。さらに、岡田ら（2022）が本誌で受理頂いたおかげでスッキリするなど、知見蓄積がいかにか現在進行形なのかがお判りになるう。

研究材料はタダでは得られない

ところで、著者は野生動物（在来種）と寄生虫との宿主-寄生体関係の生物地理に端を発し、野生動物医学における多様な寄生虫病をテーマにしている（浅川, 2021b）。したがって、当初から法獣医学に貢献するつもりは微塵も無かった。そのような者が、浅川（2021a）のような書籍を上梓するまでに追い込まれたのは、次のような「取引」があったからである。

「野生動物の寄生虫を調べているから死体が欲しいって？ならば、死因を調べてよ。そうしたら、提供をするよ。専門じゃないって？でも、獣医さんでしょ。なら、出来るっしょ！」

大変な誤解がある。著者はたまたま獣医師の資格を有するが、これは単に、獣医師国家試験に合格、申請後に農林水産省から交付された免許証を持つという事実でしかない。現在、40年近く勤務する獣医大で、この資格を用いたことはない。同省が2年に1度、獣医師免許所有者対象の就業

調査をするが、それ以外、著者の獣医師免許が取り沙汰されることはない。なぜならば、勤務先では寄生虫（病）学の研究と教育の能力だけが求められているからだ。事程左様に、獣医大で働くからといって、獣医師である必要性はない。実際、非臨床系には獣医師資格を持たない教員は、案外、多い。もちろん、著者のように獣医師資格は有しても、経験と技術は非獣医師と何ら変わらないのである。したがって、上記取引の「獣医さんでしょ。なら、出来る」的発言は、迷惑千万なことである。

いや、熟練した獣医師であっても、腐敗あるいは乾燥してミイラ状になった死体の死因解析は難しい。先ほど述べたが、日本の法獣医学は発展途上だからである。なお、浅川（2021a）では腐敗した死体を「塩辛」、乾燥したそれを「スルメ」とそれぞれ表現したが、野生生物の死因解析は、そういった食品に比喻されるモノの死に至った経緯を詳らかにすることなのだ。

さて、以上の縷々述べた経緯説明には、2つの示唆が含まれている。1つが死体＝研究材料はタダでは得られないこと。もう1つが、繰り返すが、解析者は獣医師である必要は無いこと。ただし、バイオリスクの対策が必要なので、処理をするための適切な施設・器具・薬品などと、感染症予防に関する最低限の知識が必須である。野生生物の死体から標本作製をされる際も、この点は同様であるので、念頭に置いて欲しい。

引用文献

浅川満彦（2006）我が国の獣医学にも法医学に相当するような分野が絶対に必要！—鳥騒動の現場から。Zoo and Wildlife News（日本野生動物医学会ニュースレター）, 22: 46～53.

浅川満彦（2021a）野生動物の法獣医学・ものの言わぬ死体の叫び。地人書館、東京: 254 pp.

浅川満彦 (2021b) 野生動物医学への挑戦・寄生虫・感染症・ワンヘルス. 東京大学出版会, 東京: 196 pp.

井潤美希・宮石 智 (2007) 野生動物死体の死因の検索方法・法医学からの応用. 第13回日本野生動物医学会大会プログラム・講演要旨集: 74.

岡田東彦・徳宮和音・大杉祐生・堀 あい・華園 究・森 さやか・浅川満彦 (2022) 北海道内で撲殺されたカワラバト (ドバト) *Columba livia* 剖検とその凶器の検査記録. ANIMATE, 17: 印刷中.

徳宮和音・岡田東彦・中本篤武・林 美穂・松倉未侑・大杉祐生・高野翔太・平識 善一郎・浅川満彦 (2022) 北海道内における有機リン系農薬ほか化学物質が検出されたカラス類 (*Corvus* spp.) 斃个体の法獣医学的な記録. 青森自然誌研究, 27: 印刷中.

柳井徳磨 (2017) 獣医法医病理学 Veterinary Forensic Pathology の現状と課題・世界の獣医法医病理学 (欧米を中心に) および我が国の現状. 第160回日本獣医学会学術集会講演要旨集: 196.

吉野智生・浅川満彦 (2022) 北海道岩見沢市において発生したアカエリヒレアシギの集団死. 日本鳥学会誌, 71: 印刷中.